

# やまと 得々ニニ情報

大和木材株式会社

〒891-1105

日置郡郡山町郡山1466番地

TEL;099-298-2288(代) FAX;099-298-2290

Eメール;yamato-kk@po.synapse.ne.jp

第30号

1999年1月6日

## …住宅ローン控除制度を活用しましょう…

明けましておめでとうございます

厳しかった昨年の年末を乗り越え、新しい年を希望を持って迎えられたことと思います。長引く不況に、政府自民党は昨年末、2年間の時限措置として住宅ローンの控除制度を創設しました。また、通産省は10年度事業としてスーパーエコ住宅の普及促進事業を実施することになりました。私達はこのチャンスを生かさないと手はないと思います。この制度を理解し、施主様の得になる家づくりを進めましょう。

この制度の内容を概略下記にまとめてみました。

### ◎住宅ローン控除制度

#### ①住宅ローン減税の実施（2年間限定）

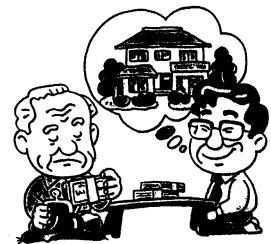
・住宅借入金等の年末残高の限度額、控除額及び控除期間の拡大（15年間で最大587万5千円）

現行		改正案	
年末残高	控除期間及び控除率	年末残高	控除期間及び控除率
1,000万円以下の部分	当初2年間：2% (平成12年居住分は1.5%) 残り4年間：1%	5,000万円以下の部分	1～6年目：1%
1,000万円超 2,000万円以下の部分	1%		7～11年目：0.75%
2,000万円超 3,000万円以下の部分	0.5%		12～15年目：0.5%

- ・対象となる借入額は住宅と同時に取得される敷地まで拡大（現行は含みませんでした）
- ・床面積の上限（現行240m<sup>2</sup>）を撤廃→50m<sup>2</sup>以上
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度について、住宅ローン減税との併用を認める

#### ②住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例の拡充

- ・適用制限 平成12年12月31日まで
- ・特例の計算限度額を1,500万円（現行1,000万円）に引上げ
- ・適用対象となる住宅の床面積要件の上限（現行240m<sup>2</sup>）の撤廃等



#### ◎スーパーエコ住宅普及促進事業（通商産業省）

・住宅市場の活性化と資源の有効利用、省エネルギー性能の向上した住宅の普及の為に10年度事業として補正予算を組んだものです

- ①高度な断熱構造      ②太陽エネルギーの活用により省エネ性能を向上させた構造
- ③躯体工事、内装工事等へリサイクル資材の活用      ④雨水利用設備などの設置

などで相当の効果が期待できる住宅に対し、現行省エネ基準に付加的に必要な工事費の1/2で最高200万円の補助を行うものです。

《定休日》1月は、1、2、3、4、5、10、16、17、23、24、30、31日  
2月は、6、7、11、13、14、20、21、27、28日になります。  
ご協力宜しくお願いします。

（お問い合わせは、お客様サービス係の森園まで）